



石綿（アスベスト）法改正

制作：2024年1月

## 作業記録とお施主様への完了報告

- ⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管
- ⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管
- ⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管



講師 子安 伸幸

(株式会社ユニバース／一般社団法人企業環境リスク解決機構 [CERSI] )

# 「石綿法令対応」はまとめるとこれ

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について（レベル3）

見積段階	やらなければならないこと	誰が？	大防法	石綿則
着工前	① ★調査、記録を保管 ※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を	元請業者 / 下請業者等	●	●
	② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	元請業者	●	—
	③ ★（2022.4～）100万以上改修は電子報告	元請業者	●	●
工事中	④ 作業計画（作業方法・順序等）を作成	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑤ （下請業者がいる場合）作業計画を説明	元請業者	●	●
	⑥ ★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示	元請業者 / 下請業者等	—	●
	⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去 ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	下請業者等	—	●
完了後	⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等	●	●
	⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理 ※事前に処理体制・ルート構築	元請業者	廃棄物処理法	
	⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管	下請業者等	—	●
	⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管	元請業者	●	—
	⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管	元請業者	●	—

赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

## ⑪ 写真を含めた作業記録作成

下請業者等

- 掲示状況・作業実施状況などの写真を含めた記録を作成し、3年間保存。

<記録内容・記録方法> (石綿則、通知)

- 以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要

- ① 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）  
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間（⑥は文書等による記録で可）

- 記録は、写真のほか、動画による記録も可能  
撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

- 労働者ごとの作業記録は、1カ月以内ごとに常時作業に従事する労働者について記録、40年保存

※労働者ごとの作業記録は、1カ月以内ごとに常時作業に従事する労働者について記録、40年保存。

### <記録事項> (石綿則)

- 労働者の氏名
- 直接従事者の場合、従事作業の概要、従事した期間、事前調査結果の概要、作業の実施状況の記録の概要
- 周辺作業従事者の場合、他の労働者が従事した直接作業の概要、周辺作業に従事した期間、事前調査結果の概要、作業の実施状況の記録の概要、保護具等の使用状況
- 石綿等の粉じんできつ著しく汚染される事態が発生した時は、その概要と事業者が講じた応急措置の概要

- 元請業者は、下請業者が施工の分担に応じて作成した記録をとりまとめ、完了確認した者の情報を含めた記録を作成、3年間保存。

### <作業記録項目> (大防法)

- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・ 特定工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む。）
  - ・ 特定粉じん排出等作業の場所を他の場所から隔離して作業を行ったときは、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認及びの隔離を解く前の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認した者の氏名
  - ・ 特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了を確認した年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）並びに確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを証明する書類の写し

※千葉県の場合

※Excel形式でも公開されています

<作業結果に関する記録(元請業者用)>

記載事項		記載欄
特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	氏名又は名称	
	住所	
	代表者氏名(法人の場合)	
特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名	
	連絡場所	
下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ※下請負人が作業を実施する場合のみ記載	氏名	
	連絡場所	
特定工事の場所		
作業の種類及び実施した期間	作業の種類	大気汚染防止法施行規則 別表第7
	期間	
作業の実施状況		
作業の場所を他の場所から隔離して、作業を行ったとき	責任の状況の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認をした者の氏名 ※中断時にも随時、確認が必要	年月日
		方法
		結果
		確認者氏名
	集じん・排気装置の正常な稼働の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認をした者の氏名 ※集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合や、フィルタを交換した場合、その他必要がある場合にも随時、確認が必要	年月日
		方法
		結果
		確認者氏名
	隔離を解く前の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認をした者の氏名 ※大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことの確認(清掃を行った上で、位相差顕微鏡法や繊維状粒子自動測定器による総繊維数濃度の測定による確認等)が必要	年月日
		方法
		結果
		確認者氏名
特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了を確認した年月日、確認の結果、並びに確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを証明する書類の写し ※特定粉じんに関する知識を有する者：右種作業主任者又は事前調査における一定の知識を有する者。	年月日	
	結果	
	確認者氏名	
	資格の種類	

特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事  
作業：特定粉じん排出等作業

- 元請業者は、作業結果を発注者へ書面で報告、書面の写しは3年保存。

### <報告事項> (大防法)

- 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要

(説明したとおりに作業基準を遵守して特定粉じん排出等作業を完了したか否か、説明と異なる対応を行った場合や異常が発生した場合はその内容等、作業基準の各規定に対応した当該作業の実施状況をそれぞれ詳細に説明することまでは要しないが、必要に応じて作業の実施状況を確認できる写真等を用いて報告することが望ましい。)

- 特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了の確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを明らかにする事項

(確認を行った者が登録規程に基づく講習又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称(一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、その旨)





※千葉県の例

※Excel形式でも公開されています

<作業結果の発注者への報告(元請業者用)>

記載事項	記載欄
作業が完了した年月日	
<p>作業の実施状況の概要</p>	
<p>特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了の確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを明らかにする事項</p> <p>※「特定粉じんに関する知識を有する者」：石綿作業主任者又は、事前調査における一定の知見を有する者。</p>	<p>確認者氏名</p> <hr/> <p>資格の種類</p>

作業: 特定粉じん排出等作業



※環境省・厚労省マニュアルの例

特定粉じん排出等作業完了報告書

年 月 日

(発注者) \_\_\_\_\_ 様

(元請業者) 法人名  
代表者氏名

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第 18 条の 23 に基づき報告いたします。

**1. 特定粉じん排出等作業の概要**

- ・対象建築物の名称及び所在地  
※対象建築物の名称（個人宅の場合は〇〇様住宅）及び所在地住所を記入する。
- ・除去等作業を行った者  
※元請業者が行った場合は「報告者と同じ」と記入、下請負人が行った場合は氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入する。
- ・作業の概要  
※作業の実施期間、特定粉じん排出等作業の種類、特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、除去方法等、作業計画に記載した内容と実際に行った内容について簡潔に記入、別紙に記入してもよい。

**2. 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認**

- ・確認年月日  
※石綿含有建材の取り残しがないこと等を確認した年月日を記入する（複数日の場合は期間を記入）。
- ・確認者の氏名  
※確認を行った者の氏名（法人に所属している場合は氏名のほか法人名）を記入する。
- ・確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等  
※受講した講習実施機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者についてはその旨）を記入する。

**3. 特定粉じん排出等作業の完了**

- ・完了年月日  
※特定粉じん排出等作業が完了した年月日を記入する。

**4. 申し送り事項**

- ・異常時の対応  
※異常があった場合の対応を記入する。
- ・計画と異なる対応を行った場合はその措置内容  
※計画と異なる対応を行った場合はその措置内容を記入する。

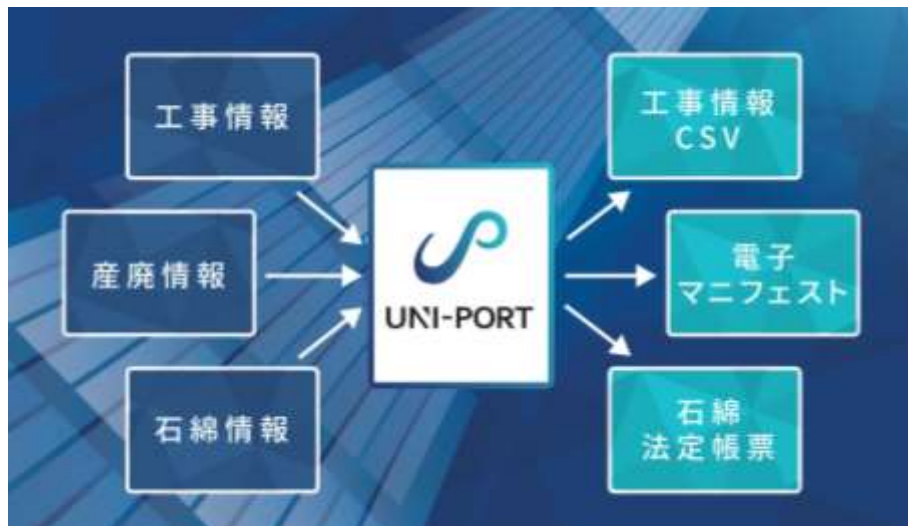
この書面の説明を受けました。  
発注者氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

年 月 日

図4.15.13 発注者への報告様式例

■ UNI-PORTなら石綿情報と工事情報と紐づけて登録、法定必須書類をシステム上で簡単作成

## システムの概要



青字はUNI-PORTでできる部分

完了後 ←	⑧	作業者は呼吸用保護具を着用して除去		下請業者等	
	⑨	湿潤化して可能な限り原形のまま除去		下請業者等	
	⑩	石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理	元請業者		UNI-PORT
	⑪	写真を含めた作業記録作成		下請業者等	UNI-PORT
	⑫	特定粉じん排出等作業記録作成	元請業者		UNI-PORT
	⑬	完了報告書作成、発注者へ報告	元請業者		UNI-PORT

# 【UNI-PORT】現場にしながら帳票作成が可能なシステム

<https://universe-corp.jp/uniport/>

- スマートフォンでの入力や写真のアップロードが可能 事業所に戻らずその場で帳票作成

UNI-PORT

工事

工事一覧

工事登録

工事一括登録

石綿電子報告

参考ファイル一覧

マニフェスト

排出事業場

担当者

車両番号

登録情報変更申請

施工パートナー追加

工事一覧

検索条件

元請業者 虎ノ門株式会社【Sample】

施工パートナー 任意 選択

工事期間 任意 年/月/日 ~ 年/月/日

全て  書類作成済  書類未作成 (  事前調査済 )

全て  石綿有/みなし  石綿無

全て  電子報告済  未報告

支店の工事を表示

検索 CSV出力

工事一覧

Home / 工事一覧

検索条件

施工パートナー 任意 選択

取引番号 任意 店番号 申込番号 枝番

工事期間 任意 年/月/日 ~ 年/月/日

検索

# 【UNI-PORT】 ⑪⑫ 記録の作成、保存 (特定粉じん排出等作業記録)



<https://universe-corp.jp/uniport/>

特定粉じん排出等作業記録			
報告番号: uni-20221000			
作業実施の目的 (社外 作業実施目的)	※ 作業実施の目的 (社外 作業実施目的)	※ 作業実施の目的 (社外 作業実施目的)	※ 作業実施の目的 (社外 作業実施目的)
作業実施の場所 (社外 作業実施の場所)	※ 作業実施の場所 (社外 作業実施の場所)	※ 作業実施の場所 (社外 作業実施の場所)	※ 作業実施の場所 (社外 作業実施の場所)
作業実施の時期 (社外 作業実施の時期)	※ 作業実施の時期 (社外 作業実施の時期)	※ 作業実施の時期 (社外 作業実施の時期)	※ 作業実施の時期 (社外 作業実施の時期)
作業実施の担当者 (社外 作業実施の担当者)	※ 作業実施の担当者 (社外 作業実施の担当者)	※ 作業実施の担当者 (社外 作業実施の担当者)	※ 作業実施の担当者 (社外 作業実施の担当者)
特定粉じん排出等作業の実施状況 (社外 特定粉じん排出等作業の実施状況)	※ 特定粉じん排出等作業の実施状況 (社外 特定粉じん排出等作業の実施状況)	※ 特定粉じん排出等作業の実施状況 (社外 特定粉じん排出等作業の実施状況)	※ 特定粉じん排出等作業の実施状況 (社外 特定粉じん排出等作業の実施状況)
特定粉じん排出等作業の実施結果 (社外 特定粉じん排出等作業の実施結果)	※ 特定粉じん排出等作業の実施結果 (社外 特定粉じん排出等作業の実施結果)	※ 特定粉じん排出等作業の実施結果 (社外 特定粉じん排出等作業の実施結果)	※ 特定粉じん排出等作業の実施結果 (社外 特定粉じん排出等作業の実施結果)
特定粉じん排出等作業の実施に関する 注意事項 (社外 特定粉じん排出等作業の実施に関する 注意事項)	※ 特定粉じん排出等作業の実施に関する 注意事項 (社外 特定粉じん排出等作業の実施に関する 注意事項)	※ 特定粉じん排出等作業の実施に関する 注意事項 (社外 特定粉じん排出等作業の実施に関する 注意事項)	※ 特定粉じん排出等作業の実施に関する 注意事項 (社外 特定粉じん排出等作業の実施に関する 注意事項)
報告者 (社外 報告者)	※ 報告者 (社外 報告者)	※ 報告者 (社外 報告者)	※ 報告者 (社外 報告者)
報告日 (社外 報告日)	※ 報告日 (社外 報告日)	※ 報告日 (社外 報告日)	※ 報告日 (社外 報告日)

## 特定粉じん排出等作業記録


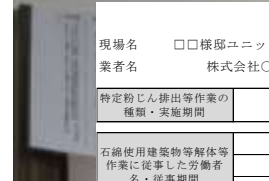
現場名  様邸ユニットバス取替工事 住所 東京都目黒区〇〇  
 業者名 株式会社〇〇工務店

〇指示状況

事前調査結果等の掲示	立入禁止表示
	

撮影日時 2022/6/10 撮影日時 2022/6/10

喫煙・飲食禁止の表示 石綿作業場である旨等の掲示

喫煙・飲食禁止の表示	石綿作業場である旨等の掲示
	

撮影日時 2022/6/10 撮影日時 2022/6/10

作業主任者の選任の掲示

作業主任者の選任の掲示	特定粉じん排出等作業の実施状況
	

撮影日時 2022/6/10 撮影日時 2022/6/10

## 特定粉じん排出等作業記録

現場名  様邸ユニットバス取替工事 住所 東京都目黒区〇〇  
 業者名 株式会社〇〇工務店

特定粉じん排出等作業の種類・実施期間	自	2022/6/10	至	2022/6/11
石綿使用建築物解体等作業に従事した労働者名・従事期間	×	×	×	×
周辺作業従事者の氏名・従事期間	▽	▽	▽	▽
	—	—	—	—
	—	—	—	—

特定粉じん排出等作業の実施状況	
養生等の状況	湿潤の様子
	

撮影日時 2022/6/10 撮影日時 2022/6/11

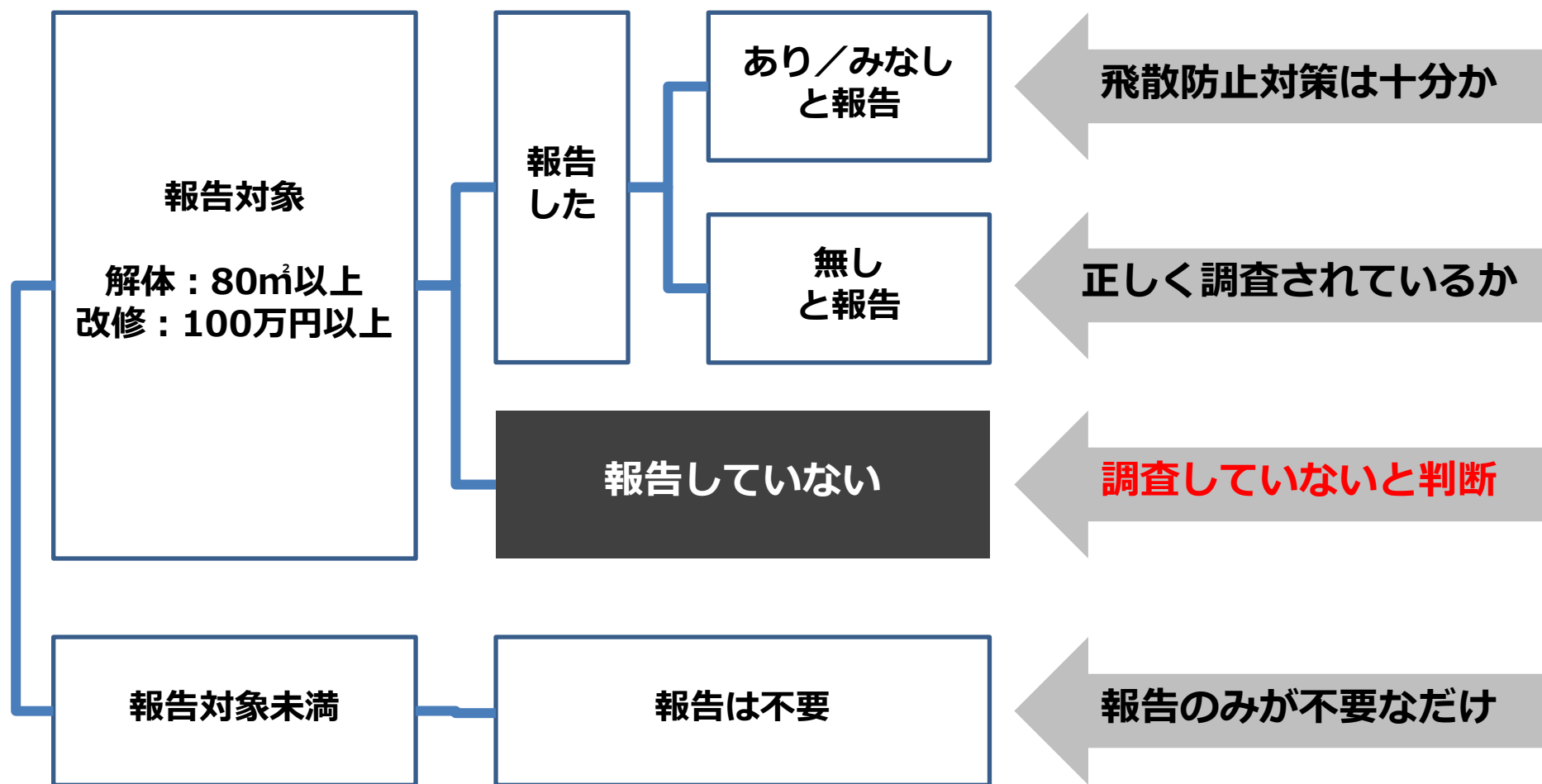
呼吸用保護具等の使用状況 除去作業の様子

呼吸用保護具等の使用状況	除去作業の様子
	

撮影日時 2022/6/10 撮影日時 2022/6/11

# ●記録など作成していないことは何が問題なの？

## ■2022年4月～ 事前調査結果の報告義務がスタート



# ●記録など作成していないことは何が問題なの？

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35474.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35474.html)



ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2023年9月 > 石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施します

## 石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施します

厚生労働省は、国土交通省、環境省と合同で、石綿対策に係る全国一斉パトロールを令和5年10月頃～11月頃まで実施します。

今後、石綿含有建材を使用する建築物等の解体工事等が増加することが想定される中、令和5年10月1日から、建築物および船舶（鋼製の船舶に限る）の石綿含有の事前調査については、厚生労働大臣が定める資格者が行うことが義務付けられます。解体工事に伴う石綿等の粉じんの発散の防止など、これまで以上に現場における法令の遵守徹底が重要になっています。

このため、厚生労働省では、石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施し、労働者への石綿等のばく露防止対策の徹底や再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止の徹底について国土交通省、環境省と連携し、現場指導や監視の徹底を図ります。

### 【概要】

1. 実施期間 令和5年10月頃～11月頃まで  
※上記は概ねの期間であり、都道府県・市区町村により実施期間は異なります。
2. 実施機関 各都道府県労働局の労働基準監督署が、各都道府県および特定行政庁の建設リサイクル法担当部局および環境部局と合同で実施

### 3. 実施内容

【労働基準監督署】労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認および周知徹底

【建設リサイクル法担当部局】建設リサイクル法の遵守状況の確認および周知徹底

【環境部局】廃棄物処理法、大気汚染防止法およびフロン排出抑制法の遵守状況の確認および周知徹底



# ●記録など作成していないことは何が問題なの？

[https://www.biccamera.com/bc/c/info/purchase/images/ishiwata\\_jizenchousa.png](https://www.biccamera.com/bc/c/info/purchase/images/ishiwata_jizenchousa.png)

エアコン工事・見積りをご依頼のお客様へ

## 石綿事前調査について

建物状況、工事内容において所定の調査が必要な場合、工事・見積り当日までに下記証明書のご準備をお願いします。

スタート

2006年8月31日以前  
または  
着工日確認不可

2006年9月1日以降

証明書で着工日の確認

- 設計図書
- 契約書
- 登記簿謄本

工事費

通常エアコン工事

工事費+下記費用が発生

調査費用 3,850円  
石綿対策工事 9,900円

工事費+下記費用が発生

調査費用 3,850円  
石綿対策工事 9,900円

スタート

配管穴

エアコン配管穴  
あいてますか？

なし

2006年8月31日以前  
もしくは  
着工日確認不可

2006年9月1日以降

証明書で着工日の確認

- 設計図書
- 契約書
- 登記簿謄本

配管穴の拡張作業  
ありますか？

あり

なし

石綿含有していない事が証明できなかった場合

石綿含有していない事が証明できた場合

工事費

通常エアコン工事

工事費+下記費用が発生

調査費用 3,850円  
石綿対策工事 9,900円

工事費+下記費用が発生

調査費用 3,850円  
石綿対策工事 9,900円

※1. 登記簿謄本は、建設工事は着工前までに、リフォーム工事は着工前日から着工後1週間以内まで提出する必要があります。







石綿（アスベスト）法改正

制作：2024年1月

## 作業記録とお施主様への完了報告

- ⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管
- ⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管
- ⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管



講師 子安 伸幸

(株式会社ユニバース／一般社団法人企業環境リスク解決機構 [CERSI] )